

# 岩国市立地適正化計画

届出制度に関する手引き

令和2年3月

岩 国 市

## 目 次

1. 立地適正化計画の概要.....	1
2. 届出制度とは.....	2
3. 届出制度の概要.....	2
4. 届出手続きの流れ.....	3
5. にぎわい居住区域（居住誘導区域）に関する届出.....	4
6. 都市機能誘導区域に関する届出.....	8
7. 届出制度に関するQ & A.....	13
8. 届出様式記載例.....	15

# 1. 立地適正化計画の概要

- ◇ 立地適正化計画は、一定の人口密度に支えられた居住や医療、福祉、商業、公共交通等の多様な都市機能がまとまって立地するよう、既存の都市機能の維持や緩やかな立地の誘導を行うとともに、公共交通との連携によるまちづくりを推進することを目的としています。
- ◇ 岩国市立地適正化計画では、都市再生特別措置法（以下「都市再生法」という。）の規定に基づき、以下の事項を定めています。

## (1) 計画対象区域

- ・ 本計画の対象区域は、都市再生法に基づき、本市の都市計画区域である、「岩国都市計画区域」と「岩国南都市計画区域」としています。

## (2) 居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設

### ◆ 居住誘導区域

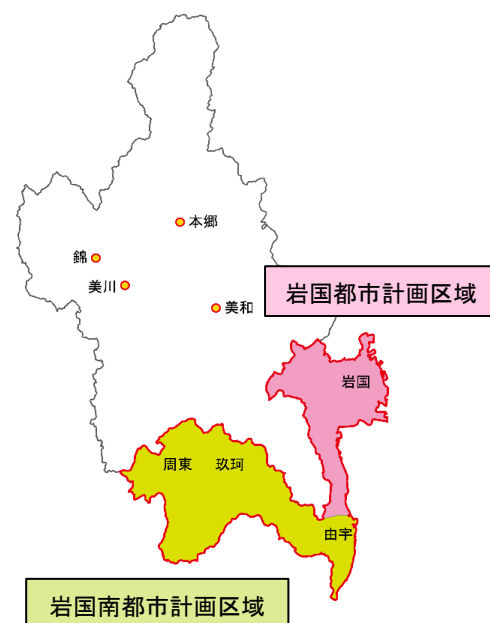
- ・ 人口減少の中でも、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保される区域です。
- ・ 本市では、居住地の在り方として、3つのタイプの居住区域を設定しており、そのうち、「にぎわい居住区域」を法定の居住誘導区域としています。

### ◆ 都市機能誘導区域

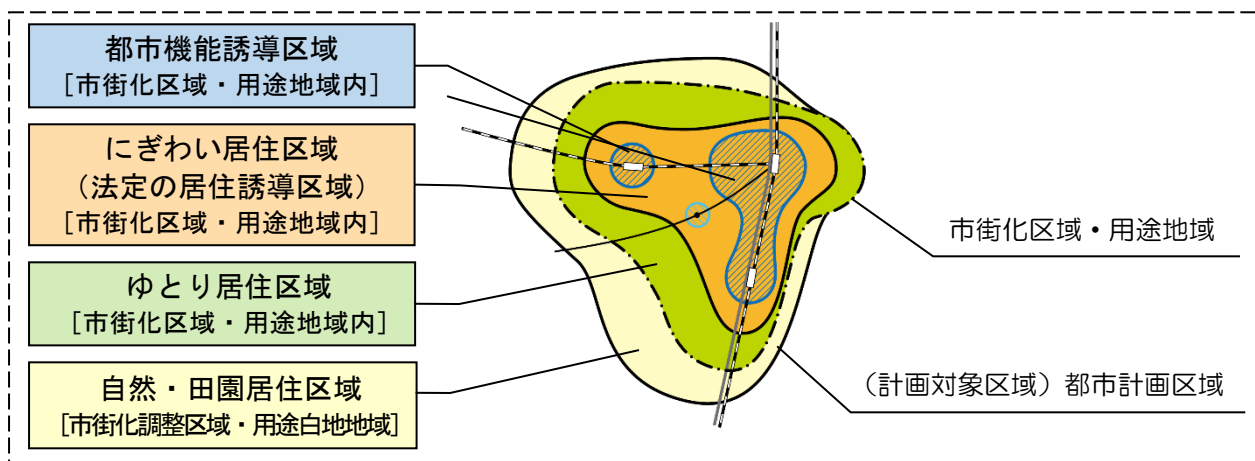
- ・ 医療・福祉・商業等の都市機能の立地を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

### ◆ 誘導施設

- ・ 居住者の共同の福祉や利便の向上を図る観点から、都市機能誘導区域に立地を誘導する施設を設定します。



計画対象区域



岩国市における居住誘導区域、都市機能誘導区域のイメージ

## 2. 届出制度とは

---

- ◇ 届出制度は、都市再生法に基づく制度で、居住誘導区域外における住宅開発等の動きや、都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備等の動きを把握することを目的としています。
- ◇ 「岩国市立地適正化計画」を公表した日から、立地適正化計画区域（都市計画区域）内で行う一定規模以上の開発行為や建築等行為、誘導施設の休止又は廃止に対して、市長への届出が必要となります。
- ◇ 届出をしない又は虚偽の届出をして、届出の対象となる行為を行った場合、30万円以下の罰金が科せられることがあります。
- ◇ なお、宅地建物取引業法第35条第1項及び同法施行令第3条第1項に定める「重要事項説明\*」の対象となります。

## 3. 届出制度の概要

---

### (1) 届出の対象範囲と対象となる行為（都市再生法第88条、第108条、第108条の2）

- ・ 届出制度は、立地適正化計画区域（都市計画区域）内を対象とします。

<input type="radio"/> 岩国都市計画区域	<input type="radio"/> 岩国南都市計画区域
--------------------------------	---------------------------------

- ・ 次の行為に着手する場合、市長への届出が必要となります。

<input type="radio"/> にぎわい居住区域（居住誘導区域）外における一定規模以上の住宅等の開発・建築
<input type="radio"/> 都市機能誘導区域外における誘導施設の開発・建築
<input type="radio"/> 都市機能誘導区域内における誘導施設の休止・廃止

- ・ なお、届出の内容を変更する場合も届出が必要です。

### (2) 届出の時期

- ・ 対象となる行為に着手する日の 30日前までに市に提出してください。
- ・ 届出の内容を変更する場合も同様です。

### (3) 届出先

- ・ 岩国市 都市開発部 拠点整備推進課 TEL：(0827)29-5164

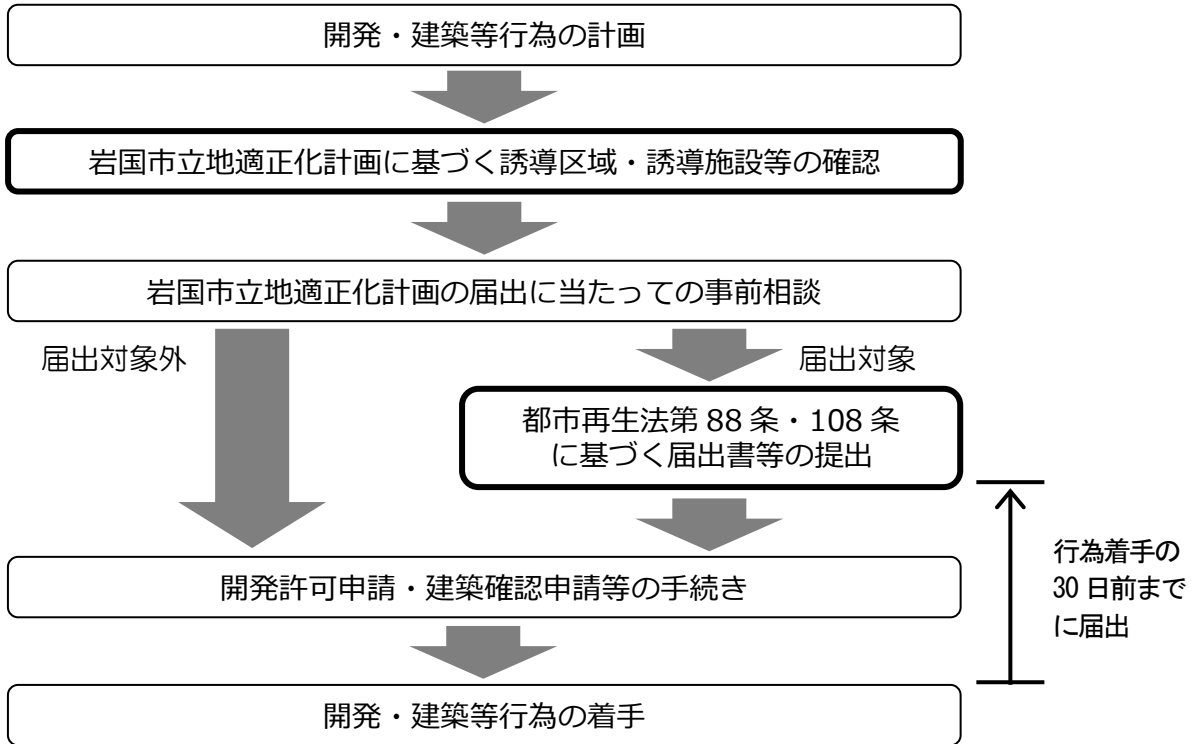
### (4) 届出に対する対応（都市再生法第88条、第108条、第108条の2）

- ・ 市長は、届出に係る行為が立地の誘導を図る上で支障があると認められるときは、届出をした者に対して、届出に係る事項に関し、立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。
- ・ 市長は、勧告をした場合において必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

## 4. 届出手続きの流れ

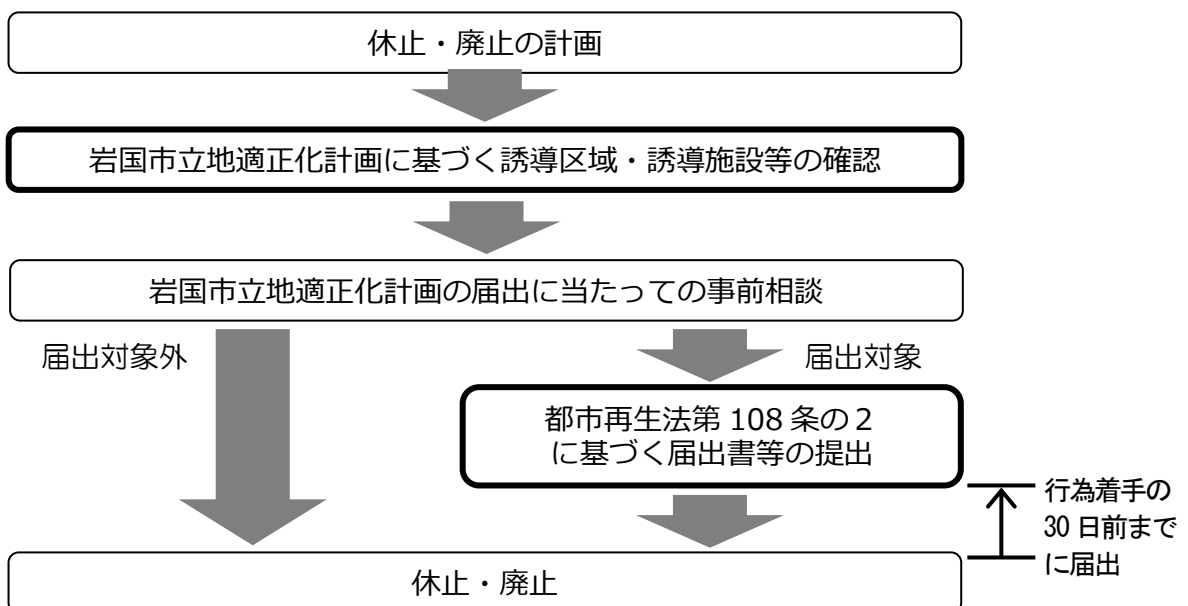
- ◇ 立地適正化計画に基づく届出手続きは、都市計画法に基づく開発許可申請や、建築基準法に基づく建築確認申請等の手続きを行う前に行ってください。
- ◇ 届出の対象となる行為を行う場合には、事前にご相談ください。

### (1) 開発行為・建築等行為の場合



※届出の内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する30日前までに届出が必要です。

### (2) 誘導施設の休止・廃止の場合




## 5. にぎわい居住区域（居住誘導区域）に関する届出

（都市再生特別措置法第 88 条）

### （1）届出の対象となる行為

- ・にぎわい居住区域（居住誘導区域）外で、以下に示す行為を行う場合には、市長への届出が必要となります。

<p>開発行為</p>	<p>① <u>3戸以上の住宅</u>の建築目的の開発行為            ② <u>1戸又は2戸の住宅</u>の建築目的の開発行為で、その規模が <u>1,000㎡以上</u>のもの            ③ <u>住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例※で定めたもの</u>の建築目的で行う開発行為（例えば、<u>寄宿舍や有料老人ホーム等</u>）</p> <p>①の例示            3戸の開発行為  届  </p> <p>②の例示            1,300㎡            1戸の開発行為  届</p> <p>800㎡            2戸の開発行為  不要</p>
<p>建築等行為</p>	<p>① <u>3戸以上の住宅</u>を新築しようとする場合            ② <u>人の居住の用に供する建築物として条例※で定めたもの</u>を新築しようとする場合（例えば、<u>寄宿舍や有料老人ホーム等</u>）            ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合</p> <p>①の例示            3戸の建築行為  届  </p> <p>1戸の建築行為  不要</p>
<p>届出内容の変更</p>	<p>①届出内容を変更する場合</p>

※本市においては、2020（令和2）年3月31日時点で、条例は定めていません。

- ・届出対象となる住宅は、建築基準法における「一戸建ての住宅」、「長屋」、「共同住宅」及び「兼用住宅」を指します。住宅の取扱いは、建築基準法の定めによります。

## (2) 届出を要しない行為

- ・ 次の行為については、届出は不要です（都市再生法第 88 条第 1 項、同法施行令第 27 条、第 28 条）。

- ① 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② 「①」の住宅等の新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して「①」の住宅等とする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

## (3) 届出書類

### ① 提出書類

届出対象	届出書類		備考
開発行為	届出書	様式第 1 号	
	添付図書	①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面	縮尺 1/1,000 以上
		②設計図	縮尺 1/100 以上
		③その他参考となるべき事項を記載した図書	
	④委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）	任意様式	
建築等行為	届出書	様式第 2 号	
	添付図書	①敷地内における建築物の位置を表示する図面	縮尺 1/100 以上
		②住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図	縮尺 1/50 以上
		③その他参考となるべき事項を記載した図書	
	④委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）	任意様式	
届出内容の変更	届出書	様式第 3 号	
	添付図書	上記のそれぞれの場合と同様	

※各様式は、岩国市ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス

<https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/46/43332.html>

### ② 提出部数：1 部

(4) にぎわい居住区域 (居住誘導区域)

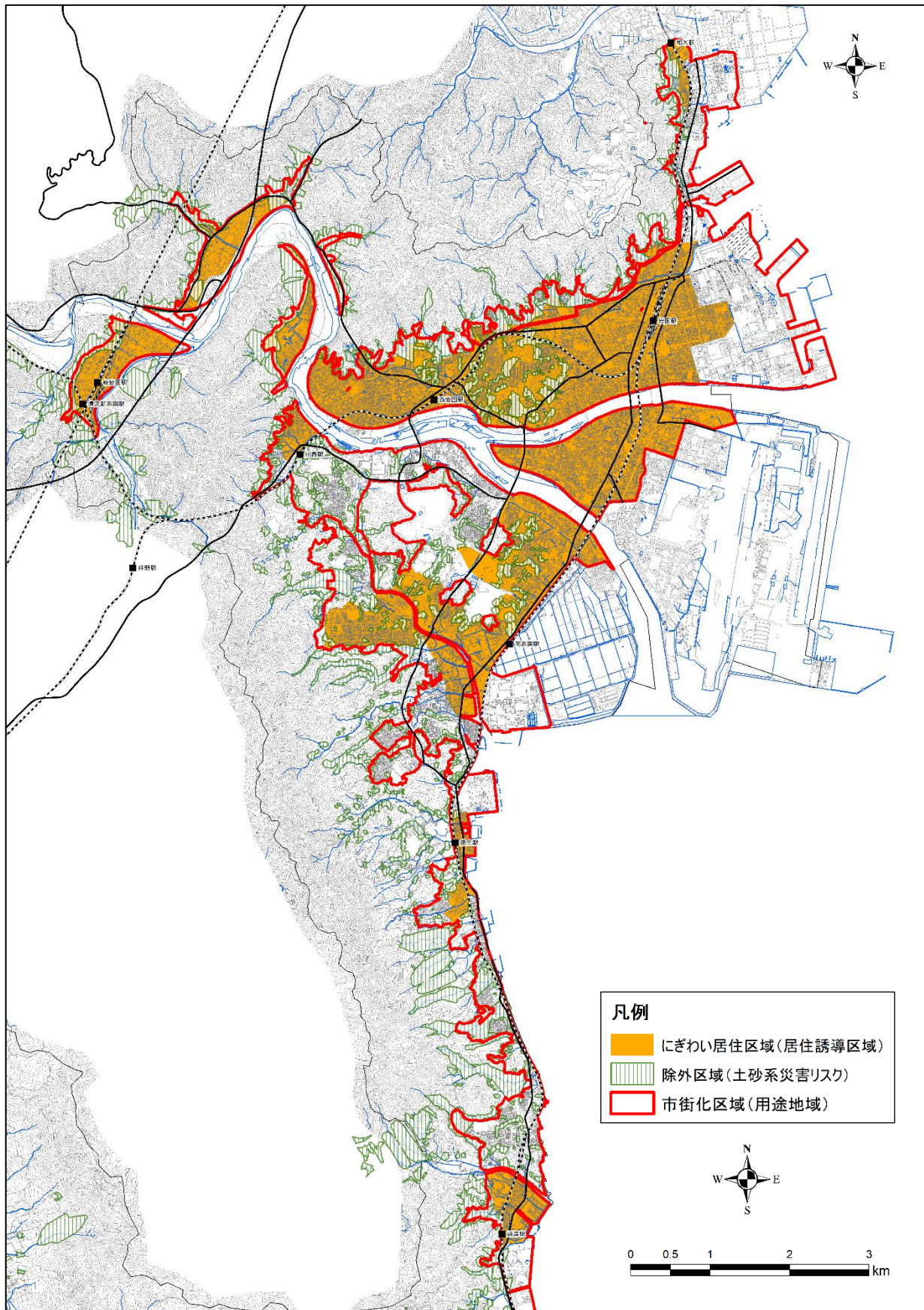


図 にぎわい居住区域 (居住誘導区域) [岩国地域]



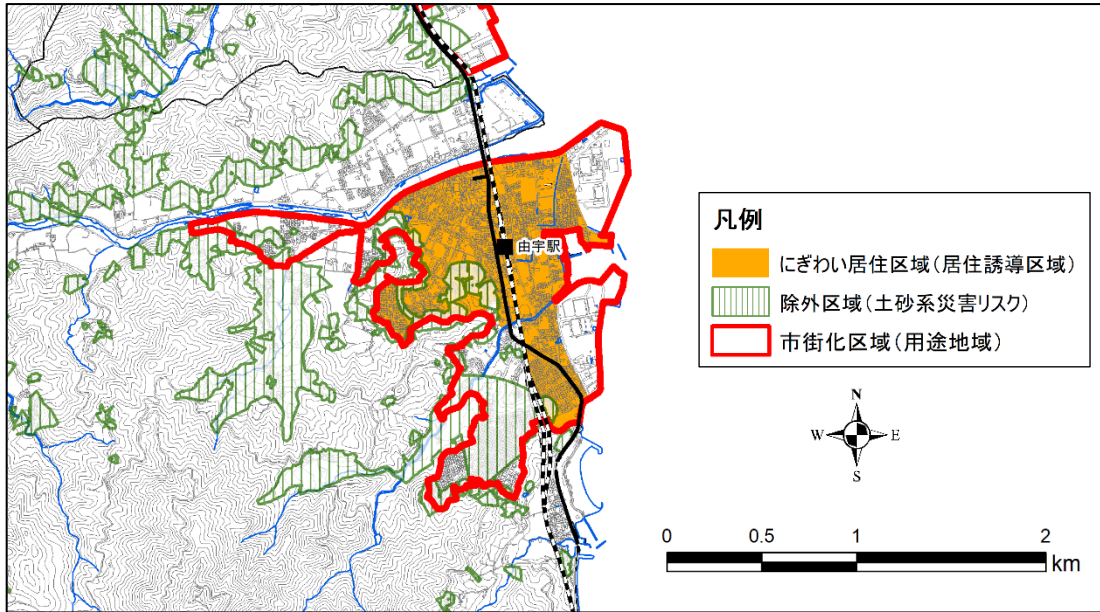


図 にぎわい居住区域（居住誘導区域）〔由宇地域〕

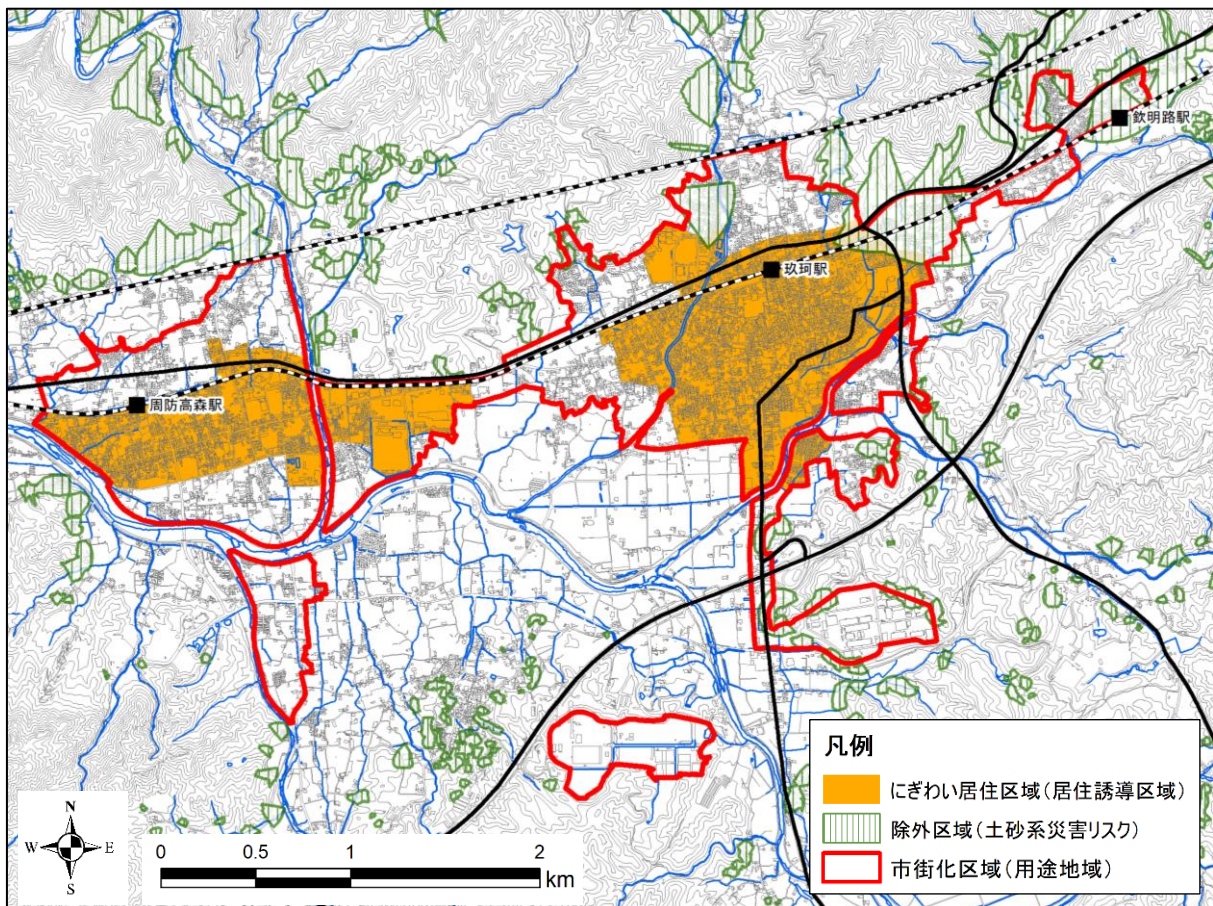


図 にぎわい居住区域（居住誘導区域）〔玖珂・周東地域〕

※除外区域について

- ・土砂災害警戒区域のうち急傾斜地と地滑りについては、居住誘導区域から除外します。
- ・土砂災害警戒区域のうち土石流については、特別警戒区域が指定されている場合、居住誘導区域から除外します。

※ 誘導区域については、いわくにマップでも確認できます。

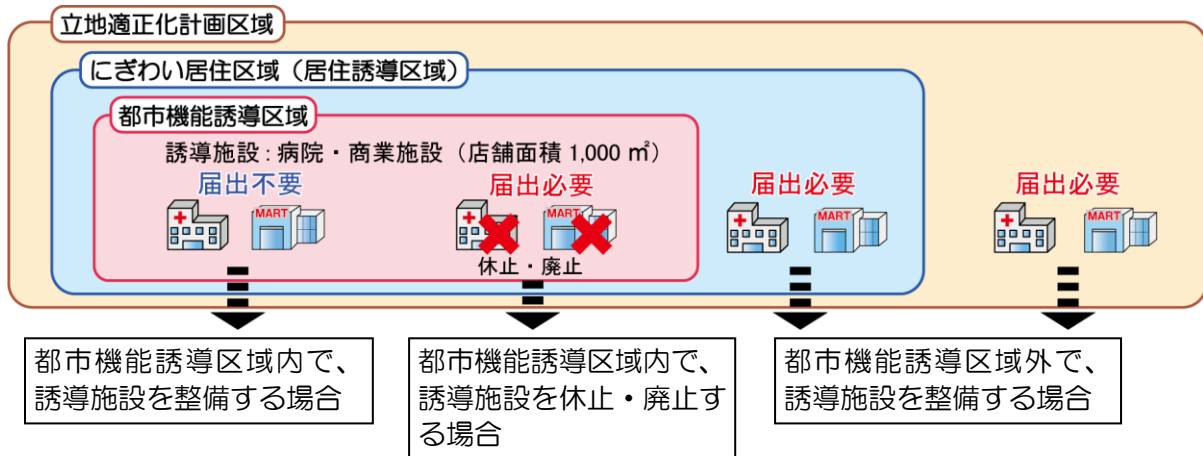
## 6. 都市機能誘導区域に関する届出

(都市再生特別措置法第 108 条、第 108 条の 2)

### (1) 届出の対象となる行為

- 都市機能誘導区域外で以下に示す行為を行う場合や、都市機能誘導区域内の誘導施設を休止又は廃止する場合には、市長への届出が必要となります。

都市機能 誘導区域外	開発行為	①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
	建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
	届出内容 の変更	①届出内容を変更する場合
都市機能 誘導区域内	休廃止	①誘導施設を休止又は廃止しようとする場合



## (2) 届出を要しない行為

- ・ 次の行為については、届出は不要です（都市再生法第 108 条第 1 項、同法施行令第 35 条、第 36 条）。

① 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
② 「①」の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して「①」の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

## (3) 届出書類

### ①提出書類

届出対象	届出書類		備考
開発行為	届出書	様式第 4 号	
	添付図書	①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面	縮尺 1/1,000 以上
		②設計図	縮尺 1/ 100 以上
		③その他参考となるべき事項を記載した図書	
	④委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）	任意様式	
建築等行為	届出書	様式第 5 号	
	添付図書	①敷地内における建築物の位置を表示する図面	縮尺 1/100 以上
		②住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図	縮尺 1/50 以上
		③その他参考となるべき事項を記載した図書	
	④委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）	任意様式	
届出内容の変更	届出書	様式第 6 号	
	添付図書	上記のそれぞれの場合と同様	
誘導施設の 休止・廃止	届出書	様式第 7 号	
	添付図書	委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）	任意様式

※各様式は、岩国市ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス

<https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/46/43332.html>

### ②提出部数：1部

#### (4) 誘導施設

- 都市機能誘導区域は、その誘導区域の位置付けにより、誘導すべき施設が異なることから、都市機能誘導区域を4つの型に区分し、それぞれの拠点の型ごとに、用途地域の指定状況を踏まえながら、誘導施設を設定しています。
- 都市機能誘導区域の型別の誘導施設を以下に示します。

表 誘導施設

種 別			区 分		都市機能誘導区域			
			中心拠点型	地区拠点型	特定機能拠点型		医療・防災 交流拠点型	福祉・交流 拠点型
					医療・防災 交流拠点型	福祉・交流 拠点型		
公共施設 (行政が施設の維持・整備を実施)	行政機能	市役所	○	—	—	—	—	
		総合支所・支所	—	○	—	—	—	
	保健・医療機能	保健センター	○	○	—	—	—	
		福祉・交流機能	福祉・交流施設	—	—	—	○	
	教育・文化機能	図書館	○	○	—	—	—	
		文化ホール	○	○	—	—	—	
民間施設 (行政が施設の維持・誘導を依頼・支援)	保健・医療機能	病院	○	○	○	—		
	商業機能	商業施設 (店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上)	○	○	—	—		

#### ※届出の対象となる誘導施設の定義

- 市役所 : 地方自治法第4条第1項に規定する「市役所」
- 総合支所・支所 : 地方自治法第155条第1項に基づき設置する「総合支所・支所」
- 保健センター : 地域保健法第18条第1項の規定に基づき設置する「保健センター」
- 福祉・交流施設 : 黒磯地区の岩国医療センター跡地に整備予定である「福祉・交流施設」
- 図書館 : 図書館法第2条第2項に規定する「公立図書館」
- 文化ホール : 300席以上の客席を有する施設
- 病院 : 医療法第1条の5第1項に規定する「病院」で、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの
- 商業施設 : 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店舗」に該当するものであって、同条第1項に規定する店舗面積が1,000 m<sup>2</sup>を超える「商業施設」

(5) 都市機能誘導区域と誘導区域の区分

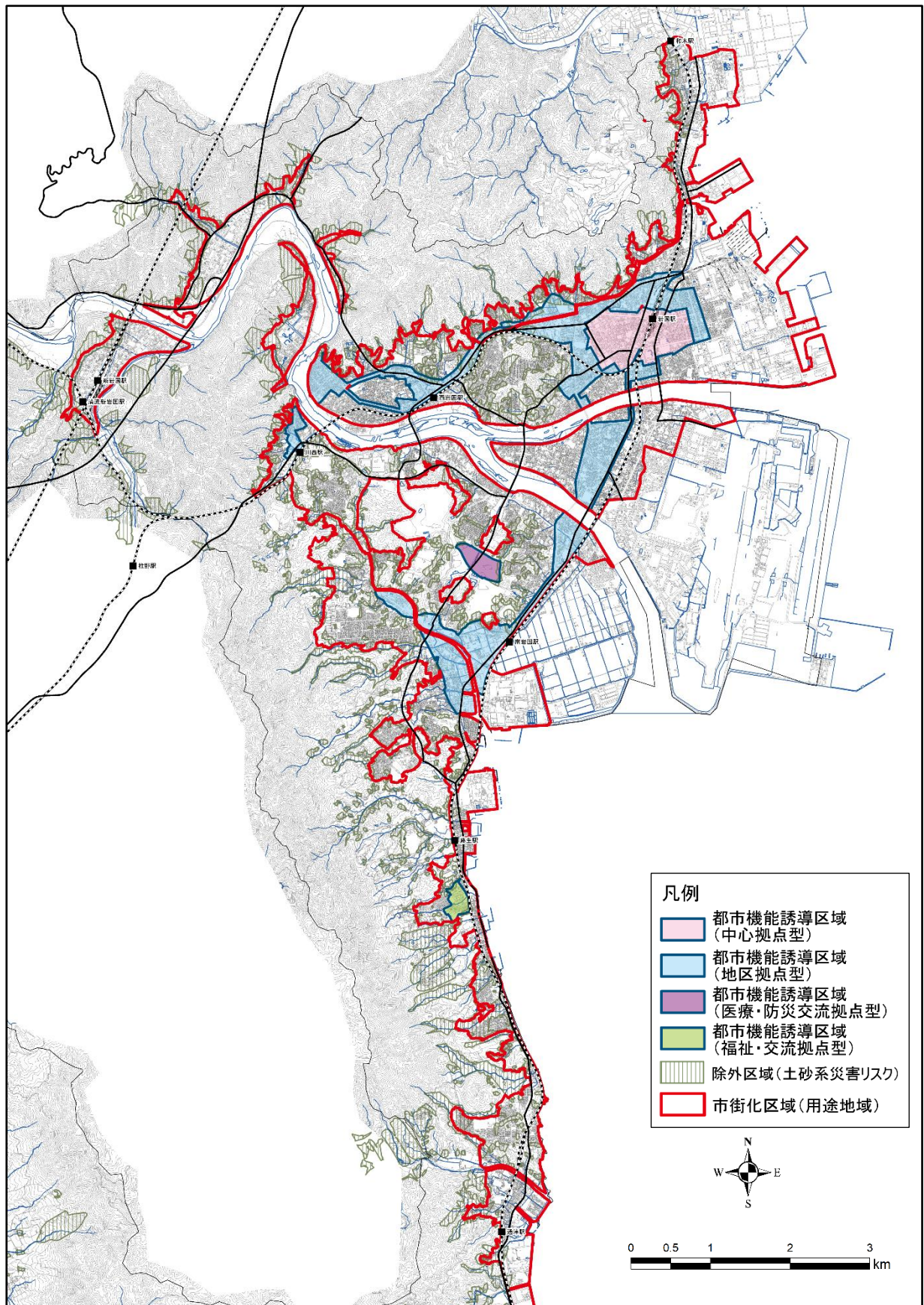


図 都市機能誘導区域と誘導区域の区分図 [岩国地域]

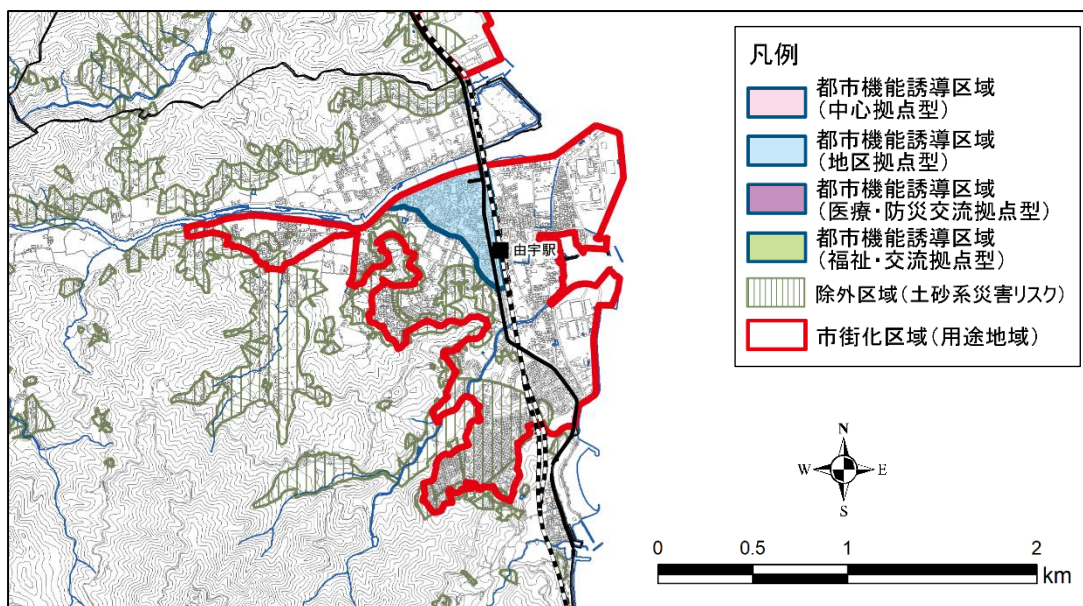


図 都市機能誘導区域と誘導区域の区分図 [由宇地域]

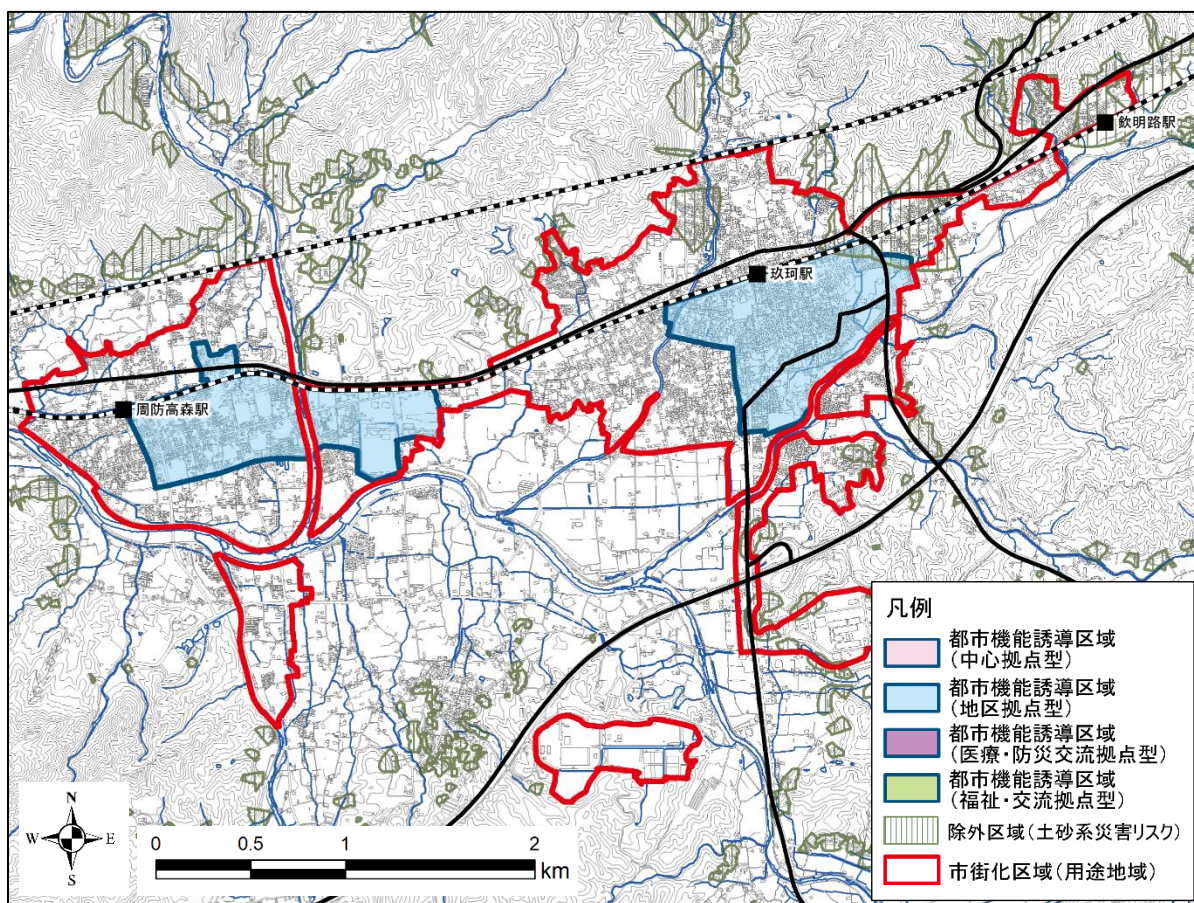


図 都市機能誘導区域と誘導区域の区分図 [玖珂・周東地域]

※除外区域について

- ・土砂災害警戒区域のうち急傾斜地と地滑りについては、居住誘導区域から除外します。
- ・土砂災害警戒区域のうち土石流については、特別警戒区域が指定されている場合、居住誘導区域から除外します。

※ 誘導区域については、いわくにマップでも確認できます。

## 7. 届出制度に関するQ & A

Q1	都市計画区域外も届出が必要ですか。
A1	都市計画区域外は立地適正化計画区域外となるため、届出は必要ありません。
Q2	誘導区域はどこで確認できますか。
A2	地図情報システム「いわくにマップ」の「都市計画情報」で確認できます。誘導区域内外の判断や届出の必要性の判断が難しい場合は、拠点整備推進課までお問い合わせください。
Q3	届出対象となる行為を行う敷地が誘導区域の内外にわたる場合は、届出が必要ですか。
A3	敷地の「全部」又は「一部」でも誘導区域外にある場合は、届出が必要となります。
Q4	届出対象となる「住宅」とは、どのようなものですか。
A4	住宅とは、「一戸建て住宅」、「長屋」、「共同住宅」及び「兼用住宅」となります。住宅の取扱いは、建築基準法の定めによります。
Q5	「サービス付き高齢者向け住宅」や「社宅」も届出対象となりますか。
A5	実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、「住宅」として届出対象となります。
Q6	既存の建物を改築又は用途変更して、「住宅」とした場合も届出が必要ですか。
A6	改築や用途変更した後の建築物が3戸以上の住宅となれば、届出対象となります。
Q7	隣接する土地で3戸の建売住宅を同時期に建築する予定ですが、届出が必要ですか。
A7	建築主が同一であれば、届出対象となります。
Q8	誘導施設の位置付けがない施設は、届出は不要ですか。
A8	必要ありません。
Q9	複合施設の一部に誘導施設を含む場合は、届出が必要ですか。
A9	一部でも誘導施設を含む場合は、届出が必要となります。なお、1つの建築物に複数の誘導施設が含まれる場合も、届出は1件で構いません。
Q10	誘導施設の廃止に係る届出は、都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合も届出が必要ですか。
A10	誘導施設の立地状況を把握し、都市機能の誘導を推進するための制度となりますので、届出が必要となります。
Q11	開発行為時に届出を行った場合でも、建築等行為時に届出が必要ですか。
A11	開発行為、建築等行為のそれぞれの行為について、届出が必要となります。

Q12	仮設建築物でも届出対象となりますか。
A12	仮設建築物は届出対象ではありません。仮設建築物の取扱いは、建築基準法の定めによります。
Q13	着手とはどのような行為を指しますか。
A13	建築物の新築や増改築等は建造物本体の基礎工事、開発行為は造成工事となります。
Q14	いつから着手する行為が届出対象ですか。
A14	令和2年3月31日から計画の運用を開始しますので、令和2年3月31日以降に着手する場合は届出対象となります。
Q15	(例) 令和2年4月15日に工事着手する予定ですが、届出が必要ですか。
A15	原則30日前までの届出が必要となりますが、令和2年4月30日以前に着手する行為は制度開始日前の届出となりますので、移行期間として準備が整い次第、速やかにご提出ください。
Q16	届出に係る事項に変更が生じた場合は、どのようにすればよいですか。
A16	届出に係る事項(添付図書の内容を含む)に変更が生じた場合は、変更に係る行為に着手する30日前までに、所定の様式をご提出ください。
Q17	開発許可申請や建築確認申請との提出の前後関係は、どのようにすればよいですか。
A17	法的な前後関係の定めはありませんが、届出の主旨が立地場所の誘導であることから、開発許可申請や建築確認申請に先行して届出をお願いします。
Q18	届出に関する罰則はありますか。
A18	「届出をしないで」又は「虚偽の届出」をして、届出対象となる行為を行った場合は、都市再生特別法第130条第1項の規定に基づき、30万円以下の罰金が科せられることがあります。ただし、誘導施設の休廃止に係る届出については、罰則はありません。
Q19	誘導区域外での開発行為や建築等行為は、規制されるのですか。
A19	届出制度は規制を目的とするものではありません。住宅や誘導施設の立地の動向を事前に把握し、必要に応じて調整等の機会を確保するための制度です。
Q20	届出により、計画の変更等を求められることはありますか。
A20	あくまで届出制度であり、必要な記載事項や添付書類等が揃っていれば、原則として計画の変更等を求めるものではありません。ただし、必要な勧告を行う場合があります。
Q21	代理人が届出の手続きを行うことはできますか。
A21	委任状(任意様式)を添付していただければ可能です。



## 8. 届出様式記載例

様式第1号（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

### 開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和○年 ○月 ○日

岩国市長 様

届出日を記入してください。  
(工事着手の30日前まで)

・届出者が個人の場合は、住所、氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。  
・法人の場合は、法人の所在地、名称、代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

届出者 住所 岩国市○○○町○○番地

氏名 岩国 太郎

印

担当者 岩国 花子

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	岩国市○○○町○○番地
	2 開発区域の面積	○○ 平方メートル
	3 住宅等の用途	戸建住宅 ← 戸建住宅、共同住宅など、建築基準法に基づき用途を記入してください。
	4 工事の着手予定年月日	令和○年 ○月 ○日
	5 工事の完了予定年月日	令和○年 ○月 ○日
	6 その他必要な事項	(住宅戸数) ○ 戸

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくは  
その用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築  
 建築物を改築して住宅等とする行為  
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日  
 岩国市長 様

届出者 住所 岩国市〇〇〇町〇〇番地  
 氏名 岩国 太郎  
 担当者 岩国 花子  
 連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

印

1 住宅等を建築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在	岩国市〇〇〇町〇〇番地	
	地目	宅地	
	面積	〇〇	平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は 改築若しくは用途の変更後の 住宅等の用途	共同住宅	戸建住宅、共同住宅など、建築基準法 に基づく用途を記入してください。	
3 改築又は用途を変更しようとする 場合は既存の建築物の用途			
4 その他必要な事項	住宅戸数	〇	戸
	(工事の着手予定年月日)	令和〇年	〇月 〇日
	(工事の完了予定年月日)	令和〇年	〇月 〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

令和〇年 〇月 〇日

岩国市長 様

届出日を記入してください。  
(変更に係る行為着手の 30 日前まで)

届出者 住 所 岩国市〇〇〇町〇〇番地

氏 名 岩国 太郎

印

- 届出者が個人の場合は、住所、氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
- 法人の場合は、法人の所在地、名称、代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

担当者 岩国 花子

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和〇年 〇月 〇日

2 変更の内容 住宅等の用途、戸数の変更  
(変更前) 戸建住宅 10 戸  
(変更後) 共同住宅 15 戸

変更する項目について、変更前と変更後の内容がわかるように記入してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇年 〇月 〇日

4 変更の部分に係る行為の完了予定日 令和〇年 〇月 〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日

岩国市長 様

届出日を記入してください。  
(工事着手の 30 日前まで)

- ・届出者が個人の場合は、住所、氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
- ・法人の場合は、法人の所在地、名称、代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

届出者 住 所 岩国市〇〇〇町〇〇番地  
 氏 名 株式会社〇〇〇〇  
 代表取締役 岩国 太郎  
 担当者 岩国 花子  
 連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	岩国市〇〇〇町〇〇番地
	2 開発区域の面積	〇〇 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設 (店舗面積〇〇平方メートル)
	4 工事の着手予定年月日	令和〇年 〇月 〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇年 〇月 〇日
	6 その他必要な事項	誘導施設の延床面積 〇〇平方メートル

10 ページを参照の上、誘導施設であることがわかるように記入してください。

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

誘導施設の規模を記入してください。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくは  
その用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築  
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日

岩国市長 様

届出者 住所 岩国市〇〇〇町〇〇番地

氏名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 岩国 太郎

担当者 岩国 花子

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

印

1 建築物を建築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在	岩国市〇〇〇町〇〇番地
	地目	宅地
	面積	〇〇 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は 改築若しくは用途の変更後の 建築物の用途	商業施設 (店舗面積〇〇平方メートル)	10 ページを参照の上、誘導 施設であることがわかるよ うに記入してください。
3 改築又は用途を変更しようとす る場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	誘導施設の延床面積 〇〇 平方メートル (工事の着手予定年月日) 令和〇年 〇月 〇日 (工事の完了予定年月日) 令和〇年 〇月 〇日	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

届出日を記入してください。  
(変更に係る行為着手の 30 日前まで)

令和〇年 〇月 〇日

岩国市長 様

届出者 住 所 岩国市〇〇〇町〇〇番地

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 岩国 太郎

担当者 岩国 花子

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

印

- 届出者が個人の場合は、住所、氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
- 法人の場合は、法人の所在地、名称、代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和〇年 〇月 〇日

2 変更の内容 商業施設（スーパー）の床面積の変更  
(変更前) 〇〇平方メートル  
(変更後) ××平方メートル

変更する項目について、変更前と変更後の内容がわかるように記入してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇年 〇月 〇日

4 変更の部分に係る行為の完了予定日 令和〇年 〇月 〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入してください。  
(休廃止しようとする日の 30 日前まで)

令和〇年 〇月 〇日

岩国市長 様

届出者 住所 岩国市〇〇〇町〇〇番地

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 岩国 太郎

担当者 岩国 花子

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

印

- ・届出者が個人の場合は、住所、氏名を記入し、個人印（認印可）を押印してください。
- ・法人の場合は、法人の所在地、名称、代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項に基づき、誘導施設の（**休止**・廃止）について、下記により届け出ます。

記

いずれかを選択してください。

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称 〇〇スーパー

用途 商業施設

所在地 岩国市〇〇〇町〇〇番地

休止（廃止）の開始年月日を記入してください

2 休止（廃止）しようとする年月日 令和〇年 〇月 〇日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

廃止の場合は空欄のままとしてください

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

事務所

使用予定がない場合は空欄とし、(2)にその旨を記入

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

除却予定時期 令和〇年〇月〇日

下の注3に則って記入してください

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他事項について記入すること。

## 岩国市立地適正化計画 届出制度に関する手引き

### お問い合わせ先

岩国市 都市開発部 拠点整備推進課

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

TEL : (0827)29-5164 FAX : (0827)24-4207

E-mail : kyoten@city.iwakuni.lg.jp

岩国市 都市開発部 都市計画課

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

TEL : (0827)29-5161 FAX : (0827)24-4207

E-mail : toshikei@city.iwakuni.lg.jp

### ホームページアドレス

<https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/46/43332.html>